

報酬の額が著しく 変動したときは？

標準報酬月額

「随時改定」が行われます！

掛金（保険料）・負担金の標準となる標準報酬月額は、原則として定時決定*により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や扶養手当等の変更により、報酬の額が著しく変動（下記要件に合致）したときは、実際に受けている報酬の額と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。（なお、この随時改定は、所属所からの報告により行われますので、組合員の皆さんからの申請は必要ありません。）

*定時決定…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定。

● 随時改定が行われる要件

次の3つの要件をすべて満たした場合、随時改定が行われます。また、下図のとおり変動した月から4ヵ月目に標準報酬月額が改定され、原則、次の定時決定又は随時改定が行われるまで適用されます。

① 昇給・降給等により固定的給与に変動が生じたとき。

| | |
|--------|--|
| 固定的給与 | 業務実績に直接関係なく、月等の単位で継続して一定額が支給される報酬。 給料月額、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当など |
| 非固定的給与 | 勤務の実績に応じて変動する報酬。 時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当など |

② 固定的給与に変動が生じた月から継続した3ヵ月（支払基礎日数が全て17日以上）の報酬平均額と固定的給与がいずれも増額（減額）したとき。（随時改定の対象外となる場合等欄の表参照）

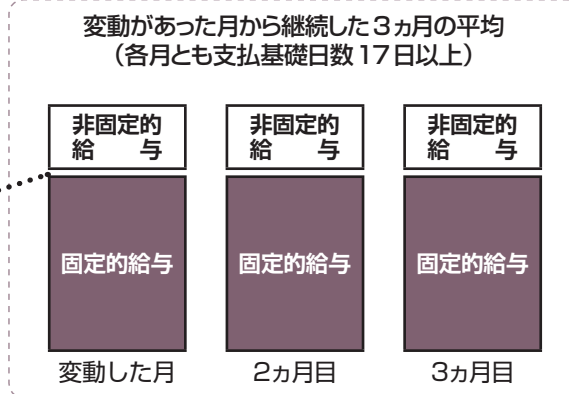
③ 3ヵ月の報酬平均額を基に算定した標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動（2等級以上の差）が生じたとき。

① 固定的給与が変動

給料月額、扶養手当等の固定的給与の変動

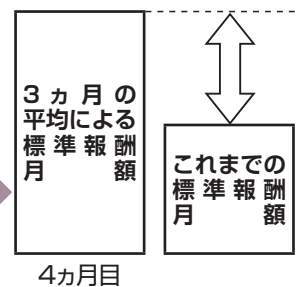


② 3ヵ月の平均額と固定給与がいずれも増額（減額）



③ 2等級以上の差

これまでの標準報酬月額と2等級以上の差



随時改定の適用期間

1月から6月の改定
7月から12月の改定

その年の8月まで、又は次の随時改定まで
翌年8月まで、又は次の随時改定まで

● 随時改定の対象外となる場合等

- 時間外勤務手当等の勤務実績に応じた手当（非固定的給与）のみの変動により、報酬平均額が2等級以上変動する場合でも、固定的給与に変動がない場合は、随時改定の対象にはなりません。
- 休職等の一時的な勤務状態によって固定的給与の変動があった場合は、随時改定の対象にはなりません。
- 3ヵ月のうち、1月でも報酬の支払基礎日数が17日未満の月がある場合、随時改定の対象にはなりません。
- 随時改定の対象となる2等級以上の差は、下図のとおり、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したか、いずれも減額した場合に限られます。

| | | | | | | | |
|---------|--------|---|---|---|---|---|---|
| 報酬 | 固定的給与 | ↗ | ↘ | ↘ | ↗ | ↘ | ↘ |
| | 非固定的給与 | ↗ | ↘ | ↘ | ↗ | ↘ | ↗ |
| 報酬平均額 | | ↗ | ↗ | ↘ | ↘ | ↘ | ↗ |
| 随時改定の有無 | | 有 | 有 | 有 | 有 | 無 | 無 |